	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	本改正案に賛成する。 情報を不特定多数が閲覧できる状態に置くことは、情報の透明性向上や社会による制度の動きの把握等につながるのではと期待する。 今後は閲覧に係るアクセシビリティにも配慮が必要である。	本件について賛成の御意見として承ります。 公示送達のデジタル化については、個人のプライバシー保護の必要性も考慮し、適切な措置を講じた上で実施することとしています。 いただいた御意見については、今後の執務の参考にさせていただきます。
2	審査の申請の裁決に係る行政不服審査法の読み替え（法第５５条の７２第２項関係）及び改正案第５９条の３の規定振り等について適正化するべきではないか。	御指摘を踏まえて修正しました。